

# 特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(概要)

---

令和4年9月

特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG

- 本WGでは、2022年6月に、「特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律」の導入等を内容とする「電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)」が成立したことを踏まえ、同月から、その施行に必要な規律の詳細について検討。同年8月4日から取りまとめ案のパブリックコメントを実施(同月25日まで)。

## [検討事項]

1. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律(情報規律)の対象者
2. 情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報
3. 情報規律の対象となる特定利用者情報の内容
4. 情報取扱規程の記載事項
5. 情報取扱方針の記載事項
6. 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項
7. 特定利用者情報統括管理者の要件
8. 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

## [構成員]

主査	大橋 弘 東京大学副学長・大学院経済学研究科教授
構成員	相田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授
構成員	上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所弁護士
構成員	落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
構成員	沢田 登志子 一般社団法人EC ネットワーク理事
構成員	手塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部教授
構成員	森 亮二 英知法律事務所弁護士
関係団体	公益社団法人全国消費生活相談員協会
関係団体	一般社団法人MyDataJapan
関係団体	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
関係団体	一般社団法人テレコムサービス協会
関係団体	一般社団法人新経済連盟
関係団体	在日米国商工会議所
関係団体	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
関係団体	一般社団法人セーフアーインターネット協会
関係団体	情報通信消費者ネットワーク
関係団体	主婦連合会
関係団体	公益社団法人経済同友会
関係団体	一般社団法人シェアリングエコミー協会
関係団体	欧州ビジネス協会
関係団体	一般社団法人電気通信事業者協会
関係団体	一般社団法人日本経済団体連合会
オブザーバー	内閣官房国家安全保障局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁

番号は、P3~6の項目番号と対応

## 電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

### 電気通信事業者（登録・届出要）

1② 2

1③ 2

「**検索情報電気通信役務**」及び「**媒介相当電気通信役務**」を提供する者として指定された者が追加

1① 2

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する者として指定された電気通信事業者

左記以外の  
電気通信事業者

電気通信事業者以外の者  
(登録・届出不要)

※ 検索、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板、オンラインオークション等を提供する者が含まれる。

特定利用者情報の適正な取扱い

- ① 特定利用者情報(※1)の**取扱規程の策定・届出** 4
- ② 特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表** 5
- ③ **毎事業年度** 特定利用者情報の**取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映** 6
- ④ 上記事項の**統括責任者の選任・届出** 7
- ⑤ 特定利用者情報(※1①)の**漏えい時の報告** 8

※1 利用者に関する情報のうち、㊦通信の秘密に該当する情報、①契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の情報(総務省令で定めるもの)

1④  
なし  
(自主的な取組のみ)

3

利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務を提供する者

外部送信

### ● 利用者に関する情報(※2)を外部送信させる場合に確認の機会を付与

✓ 送信先等について、当該利用者に**通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施**

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報(氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報(OS情報など)を除く。)

既存規律

通信の秘密の漏えい時の報告等

※ 通信の秘密の保護、検閲の禁止は、全ての電気通信事業を営む者が対象

## 1. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律（情報規律）の対象者

(☆)は、電気通信事業ガバナンス検討会報告書(2022.2)で考え方が提示されたもの

①情報規律の対象となる電気通信役務は何か。

- 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
  - ・**無料**の電気通信役務の場合：利用者数が**1,000万人以上**☆である電気通信役務
  - ・**有料**の電気通信役務の場合：利用者数が**500万人以上**※である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮

②検索サービスのうち、(新たに事業届出が必要=情報規律の対象となり得る)検索電気通信役務に該当するものは何か。

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**
  - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
  - ・**分野横断的な検索サービス**を提供する電気通信役務☆ (☞レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外)

③不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスのうち、(新たに事業届出が必要=情報規律の対象となり得る)媒介相当電気通信役務に該当するものは何か。

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**※
    - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
    - ・**主としてコミュニケーションに係る情報を実質的に媒介する電気通信役務**(付随的に当該電気通信役務の機能を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ取り扱う電気通信役務は除く。)☆
- ※ テキスト、動画又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等。なお、契約やアカウントの登録が不要なものは、対象外

④情報規律の対象外の電気通信事業を営む者の扱い

- ガイドライン等で特定利用者情報の適正な取扱いを推奨**

※ 無料の電気通信役務:料金の支払をしなくても利用を開始することができる役務

※ 利用者:契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者

※ 有料の電気通信役務:料金の支払をしなければ利用を開始することができない役務

※ 利用者数:前年度における月間アクティブ利用者の数の年平均値

## 2. 情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報

①情報規律の対象者（無料1,000万以上、有料500万以上）の指定のためには、誰からどのような情報の報告が必要か。

[報告対象者] 電気通信事業者、検索サービスの提供者又は不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスの提供者のうち、前年度の利用者数が、以下の電気通信役務を提供している者

㊦無料の電気通信役務の場合：**900万以上**

（「有料」「無料」「利用者」「利用者数」の定義は前頁と同じ）

㊧有料の電気通信役務の場合：**450万以上**

[報告内容] **該当する電気通信役務※と利用者数**（前年度経過後1月以内に報告）

※「加入電話、携帯電話、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス、BWAアクセスサービス、公衆無線LANアクセスサービス、仮想移動電気通信サービス、電子メールサービス、メッセージングサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等」の区分

[報告方法] **以下の㊦・㊧の分類で報告し、他の分類への変更があった場合**（例：㊦の報告した者は、「㊦→㊧」又は「㊦→㊨」になった場合、㊧の報告をした者は、「㊧→㊦」又は「㊧→㊨」になった場合）**のみ変更報告**をする。

㊦無料の場合：**900万以上1,000万未満**（有料の場合：**450万以上500万未満**）

㊧無料の場合：**1,000万以上**（有料の場合：**500万以上**）

㊨無料の場合：900万未満（有料の場合：450万未満）

## 3. 情報規律の対象となる特定利用者情報の内容

（☆）は、電気通信事業ガバナンス検討会報告書(2022.2)で考え方が提示されたもの

①特定利用者情報には、利用者を識別できる情報のうち、何が該当するか。

●特定利用者情報には、（通信の秘密に該当する情報に加え）利用者を識別できる情報のうち、「**データベース等を構成する情報**」が該当☆

※ 個人情報保護法では、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データ

# 情報規律の内容①

## 4. 情報取扱規程の記載事項

① 情報取扱規程に記載すべき事項は何か。

- 特定利用者情報の**安全管理**に関する事項 (㉗組織的安全管理措置(例:責任者の設置、マニュアル整備等)、㉘人的安全管理措置(例:研修の実施等)、㉙物理的安全管理措置(例:入退室管理等)、㉚技術的安全管理措置(例:アクセス管理等)、㉛外的環境の把握体制(例:諸外国の法的環境の把握体制等))
- 特定利用者情報の**委託先の監督**に関する事項 (㉗委託先の選定方法(例:自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が確実に実施されることの確認方法等)、㉘委託契約において記載する特定利用者情報の取扱いに関する事項(例:安全管理措置等)、㉙委託先(再委託先、再々委託先等含む。)における特定利用者情報の取扱い状況の把握に関する体制及び方法(例:定期的監査等))
- **情報取扱方針の策定及び公表に係る体制**に関する事項(例:情報取扱方針の策定組織等)
- 特定利用者情報の**取扱い状況の評価に係る体制及び方法**に関する事項(㉗評価実施体制及び評価結果の反映体制、㉘評価事項、評価頻度及び評価方法)
- **従業員の監督に係る体制及び方法**に関する事項(例:アクセス管理の体制、研修の内容・頻度等)

☞ **総務省において、具体的な記載事例等を示した情報取扱規程の記載マニュアルの策定が望ましい。**

## 5. 情報取扱方針の記載事項

① 情報取扱方針に記載すべき事項は何か。

- ホームページにおいて利用者が理解しやすい分かりやすい方法により、以下の事項を記載することが適当
  - ・取得する**特定利用者情報の内容**に関する事項(㉗取得する情報の項目、㉘取得方法)
  - ・特定利用者情報の**利用の目的及び方法**に関する事項(利用目的(具体的利用例を含む))
  - ・特定利用者情報の**安全管理**の方法に関する事項
    - ㉗安全管理措置の概要
    - ㉘**外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合は、委託先(再委託先を含む)の所在国の名称**
    - ㉙**外国に所在するサーバーに特定利用者情報を保存する場合は、サーバーの所在国の名称(保存する可能性がある国の名称を含む)**(☞サーバー設置者から当該所在国の情報が提供されない場合は、当該設置者の名称及び当該設置者の選択理由)
    - ㉚**委託先やサーバーの所在国において、政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について政府による収集が可能となる制度(利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る)(以下「情報収集制度」)\*の存在**
      - ※ 個人情報保護委員会では、「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす制度」の有無、当該制度が存在する場合はその概要を、ホームページで公表(これは補助的なものであり、当該制度の確認は、事業者の責任で行うべきものとされる)
  - ・利用者からの**相談等に応ずる営業所等の連絡先**
  - ・特定利用者情報の**漏えいに係る事案(過去10年間のうち指定を受けている期間の事案)の内容及び時期の公表**

## 6. 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項

① 特定利用者情報の取扱状況の評価は、毎事業年度、何について行うべきか。

- 情報取扱**規程**及び情報取扱**方針**の**遵守状況**
- **外部環境の変化**による影響（**外国の法的環境の変化**(情報収集制度によるリスク等)、サイバー攻撃のリスク等）
- **内部環境の変化**による影響（**事故**等）

## 7. 特定利用者情報統括管理者の要件

① 事業運営上の重要な決定に参画する**管理的地位**(法定要件)に加えて、何を要件とすべきか。

- 利用者に関する情報の取扱いに関する**安全管理又は法令等に関する業務**、若しくはこれを**監督する業務**に通算して**3年以上従事した経験**（他業種を含む）を有すること（これと同等以上の能力を有すると認められる場合を含む）
  - ※ 電気通信設備統括管理者(電気通信事業法第44条の3)は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的な地位にあり、かつ、電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務やこれを監督する業務に通算して3年以上従事した経験等が要件

## 8. 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

① どのような特定利用者情報の漏えい（通信の秘密の漏えいを除く。）について報告対象とすべきか。

- 利用者の数が**1,000人を超える**特定利用者情報の**漏えい**が生じた場合
- (上記に該当しない場合でも)**情報収集制度に基づき、外国政府により特定利用者情報が取得された場合**
  - ※ 通信の秘密の漏えいは、利用者の数にかかわらず、報告が必要(電気通信事業法第28条)
  - ※ 個人情報の保護に関する法律施行規則第7条に基づき、個人データについては、本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合には、報告義務の対象